

保健指導室だよりの運用について

令和3年4月改訂

厚生労働省健康局健康課保健指導室

1 概要

自治体保健師に関連する情報提供や照会等を行うことを目的に、厚生労働省健康局健康課保健指導室（以下、保健指導室とする。）から、定期的（月1回程度）に「保健指導室だより」のメール配信を行っている。

今後は、保健師に関する関係団体、関係学会にも情報を共有することにより、効果的な保健活動を推進することとする。

2 配信先

○地方公共団体（都道府県・保健所設置市・特別区）

○関係団体、関係学会

日本保健師連絡協議会（日本産業保健師会、全国保健師長会、日本保健師活動研究会、

日本看護協会、日本公衆衛生看護学会、全国保健師教育機関協議会）

日本地域看護学会

3 配信内容

（1）保健指導室から

○保健指導室に関連する事業及び研修等の情報

○保健師に関連する各種施策等の情報

○保健指導室からの保健師に関連する照会 等

（2）地方公共団体（都道府県・保健所設置市・特別区）から

○自治体の取組に関する情報 等（保健指導室が依頼）

（3）関係団体、関係学会から

○関係団体、関係学会の紹介

○学会や研修会、成果物等の情報 等

4 配信方法

（1）地方公共団体（都道府県・保健所設置市・特別区）

○都道府県・保健所設置市・特別区は、保健指導室から直接配信

○保健所設置市を除く市町村へは、都道府県から配信

(2) 関係団体、関係学会

- 保健指導室から、関係団体、関係学会へ直接配信
- 関係団体、関係学会から、会員へ配信

6 配信時期

- 毎月1日（1日が勤務日でない場合は、その月の勤務日の初日）を定期配信日とする
- 定期配信日以外にも情報提供等が必要な場合は、「臨時号」を配信する
- 大規模災害等の緊急時は「緊急号」を配信する

7 配信先の登録について

- 配信先の登録、追加、変更等がある場合には、保健指導室へ連絡する

8 その他

- 関係団体、関係学会から掲載希望がある場合は、掲載希望月の前月20日までに、保健指導室に電話連絡の上、掲載記事をメールで送付する
<保健指導室連絡先> 電 話：03-5253-1111（内線：2394）
メール：hokenshidoushitu@mhlw.go.jp
- 保健指導室だよりは、情報提供や照会等を円滑に行うことが目的であり、保健指導室だよりをもって正式な通知に替えるものではない
- 運用の利便性等を考慮し、運用内容については適宜見直しを行う